

(40) 配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。道内には、北海道立女性相談援助センターをはじめ、各総合振興局・振興局の環境生活課、環境生活部くらし安全局道民生活課の計 16 箇所がセンターとなっています。また、市町村では、札幌市（配偶者暴力相談センター、札幌市男女共同参画室）、函館市、旭川市、苫小牧市で、それぞれセンターを設置しています。

相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

(相談窓口)

相 談 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間	
北海道立女性相談援助センター	011-666-9955	平日 9:00～17:00 17:30～20:00 土日祝 9:00～17:00 (年末年始を除く。)	
北海道環境生活部くらし安全局女性支援室	011-221-6780	9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	
各総合振興局・振興局の 環境生活課	石狩		011-232-4760
	渡島		0138-47-5789
	檜山		0139-52-5785
	後志		0136-22-5838
	空知		0126-25-5648
	上川		0166-46-5081
	留萌		0164-43-0011
	宗谷		0162-33-3399
	オホーツク		0152-45-0500
	胆振		0143-22-5286
	日高		0146-22-2921
	十勝		0155-26-9029
	釧路		0154-41-1110
根室	0153-24-5756		
男性相談専用ダイヤル	011-661-3210	平日 9:00～17:00	
札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234	8:45～20:00 (月曜日～金曜日) 11:00～17:00 (土日祝日)	
札幌市市民文化局男女共同参画室 (DV相談専用電話)	011-211-3333	8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	
函館市配偶者暴力相談支援センター	0138-21-3010	8:45～17:30 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	
旭川市配偶者暴力相談支援センター	0166-25-6418	8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	
苫小牧市配偶者暴力相談支援センター	0144-84-8985	8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜)	

一時保護

(支援概要)

被害者と同伴する家族(子ども等)について、身を寄せる場所がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合や短期間の生活支援が有効である場合等に被害者と同伴する家族(子ども等)を一時保護あるいは利用を援助します。

(相談窓口)

相 談 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間	
<ul style="list-style-type: none"> 北海道立女性相談援助センター 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 各総合振興局・振興局 保健環境部環境生活課 	上記表のとおり	上記表のとおり	
札幌市各区保健福祉部 健康・子ども課	中央区	011-511-7224	8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜～金曜) 相談員の在庁時間 月曜日 9:45～16:30 火曜日～金曜日 9:45～16:15
	北 区	011-757-2563	
	東 区	011-711-3215	
	白石区	011-861-0336	
	厚別区	011-895-2512	
	豊平区	011-822-2473	
	清田区	011-889-2051	
	南 区	011-522-5780	
	西 区	011-621-4241	
手稲区	011-681-1211		

自立支援

(支援概要)

被害者が自立して生活することができるよう、生活や就業の支援、安全や住宅の確保、子どもの就学・保育、法律相談などに関する情報提供等の援助を行っています。

(参考)

配偶者からの暴力被害者支援情報 (内閣府HP)

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html



(41) 女性センター/男女共同参画センター

(組織の紹介)

道や市町村が自主的に設置している施設で、男女共同参画に関する情報提供、女性グループや団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な活動を行っています。北海道立女性プラザのほか、札幌市男女共同参画センターや函館市女性センターなどがありますが、活動内容はセンターごとに異なりますので、各地のセンターにお問い合わせください。

市町村名	施設名	電話番号
北海道	北海道立女性プラザ	011-251-6329
札幌市	札幌市男女共同参画センター	011-728-1222
函館市	函館市女性センター	0138-23-4188
旭川市	旭川市ときわ市民ホール	0166-23-5577
室蘭市	室蘭市胆振地方男女平等参画センター	0143-44-8184
釧路市	釧路市男女平等参画センターふらっと	0154-65-1034
苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター	0144-32-3544
赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	0135-35-2050
美深町	美深町文化会館 COM100	01656-2-1744

相談業務

(支援概要)

- ・北海道立女性プラザでは、女性を対象に、DVやセクハラ、ストーカー、離婚、雇用、財産相続などに関する法律相談を行っています。(事前にご予約ください)

相談日：毎月第2・第4水曜日 13:15～15:45 (一人30分)

(祝日の場合は、別の水曜日に振り替えることがあります。)

申し込み：011-251-6349 (相談日の1か月前から予約をお受けします)

- ・札幌市男女共同参画センターでは、次の相談を実施しています。

(祝日及び年末年始は除きます。)

- (1) 女性のための法律相談 011-728-1255 (事前にご予約ください。)

金曜日 13:00～15:00 (第2金曜日は 18:00～20:00)

- (2) 女性のための総合相談 011-728-1225

火曜日 15:00～17:00 (第2火曜日は 18:00～20:00)

月・水・木・土曜日 10:00～12:00

- (3) 女性のための仕事の悩み相談 011-728-1227

水曜日 18:00～20:00

(42) 婦人相談所

(組織の紹介)

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすとともに、人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

(対象要件等)

- ・ 配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた方
- ・ 売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(窓口) 北海道立女性相談援助センター

TEL : 011-666-9955

受付時間：平 日 9：00～17：00・17：30～20：00

土日祝 9：00～17：00（年末年始を除く。）

一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の同意の上、施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

配偶者からの暴力被害者については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

広大な北海道では、道立女性相談援助センターのほか、民間シェルター（8箇所）と福祉施設等（4箇所）に配偶者からの暴力被害者の一時保護を委託しています。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）ただし、たばこ、甘味飲料水等の嗜好品は、自己負担となります。

(対象要件等)

- ・ 配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた方
- ・ 売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(窓口) 北海道立女性相談援助センター

〒063-0033 札幌市西区西野3条9丁目 TEL: 011-666-9955

受付時間: 平日 9:00~17:00・17:30~20:00 土日祝 9:00~17:00 (年末年始を除く。)

上記のほか、全国共通ダイヤル #8008 (はれれば)

DV相談+ プラス 0120-279-889 (電話 24 時間受付)

(43) 婦人保護施設

(組織の紹介)

配偶者からの暴力被害者、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護しています。

道内には、道立女性相談援助センターが札幌市にあります。

女性と同伴家族の保護

(支援概要)

入所中は、本人と同伴家族の心身の健康回復を図り、生活基盤の安定や自立生活に向けて様々な支援を行います。

希望者に対しては、必要に応じて退所後の支援を行います。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。(衣食その他日常生活に必要なものを給付します。)ただし、たばこ、甘味飲料水等の嗜好品は、自己負担となります。

(対象要件等)

- ・ 配偶者(事実婚を含む)からの暴力を受けた方
- ・ 売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方
- ・ 人身取引被害者

(相談先) 市町村 (P. 138参照)、配偶者暴力相談支援センター (P. 111参照)、北海道立女性相談援助センター (上記参照)

(44) 民間シェルター

(組織の紹介)

NPO法人や社会福祉法人、法人格を持たない運営形態の民間団体によって運営され、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の一時保護だけでなく、相談対応、自立支援等被害者に対する様々な援助を行っています。民間シェルターは被害者の安全確保のため、所在地が非公開になっている場合が多くなっています。

道内には、民間シェルターが8箇所あり、被害者の一時保護を道から委託されています。

一時保護等

(支援概要)

被害者が安心して一時的に滞在できる宿泊場所を提供しています。相談への対応のほか、行政窓口や裁判所、医療機関などへの付添支援、就業や引越しのサポートなども行っています。

(相談窓口)

相 談 機 関 名	電 話 番 号	相 談 時 間
女のスペース・おん (札幌市)	011-219-7011	平日 10:00~17:00
ウィメンズネット函館 (函館市)	0138-33-2110	平日 10:00~17:00
ウィメンズネット旭川 (旭川市)	0166-24-1388	平日 13:00~16:00
ウィメンズネット・マサカーネ (室蘭市)	0143-84-4041	平日 10:00~17:00
駆け込みシェルターとから (帯広市)	0155-23-9911	平日 14:00~17:00
ウィメンズ・きたみ (北見市)	0157-24-7293	平日 13:00~16:00
ウィメンズ“結” (苫小牧市)	0144-32-0100	平日 10:00~16:00
駆け込みシェルター釧路 (釧路市)	0154-32-7704	平日 13:00~16:00

(45) 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どものさまざまな問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

児童虐待の通報受付ダイヤル
 児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いち・はや・く)
 ※ 24時間受付、通話料無料
 「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

(窓口)

名 称	電 話 番 号	管 轄 区 域
北海道中央児童相談所	011-631-0301	札幌市を除く石狩・後志管内
北海道旭川児童相談所	0166-23-8195	上川・留萌管内
北海道旭川児童相談所稚内分室	0162-32-6171	宗谷管内
北海道帯広児童相談所	0155-22-5100	十勝管内
北海道釧路児童相談所	0154-23-7147	釧路・根室管内
北海道函館児童相談所	0138-54-4152	渡島・檜山管内
北海道北見児童相談所	0157-24-3498	網走管内
北海道岩見沢児童相談所	0126-22-1119	空知管内
北海道室蘭児童相談所	0143-44-4152	室蘭・登別・伊達市・豊浦・洞爺湖・壮瞥町
北海道室蘭児童相談所苫小牧分室	0144-61-1882	胆振管内(上記除く)・日高管内
札幌市児童相談所	011-622-8630	札幌市内

(46) 児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

相談業務

(支援概要)

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者、母子家庭等からの相談に応じ必要な助言を行っています。

(窓口)

名 称	電 話 番 号	管 轄 区 域
エンゼルキッズこども家庭支援センター	011-372-8341	札幌市を除く石狩・後志管内
児童家庭支援センターくるみ	0138-46-5095	渡島・檜山管内
光が丘子ども家庭支援センター	0126-22-4486	空知管内
美深子ども家庭支援センター	01656-9-2500	上川・留萌・宗谷管内
子ども家庭支援センターオホーツク	0158-45-3211	網走管内
日高子ども家庭支援センター	0146-24-4050	胆振・日高管内
十勝子ども家庭支援センター	0155-22-3322	十勝管内
釧路子ども家庭支援センター	0154-32-1150	釧路・根室管内
興正子ども家庭支援センター	011-765-1000	札幌市内
羊ヶ丘子ども家庭支援センター	011-854-2415	

(47) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設

(組織の紹介・支援概要)

・乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

・児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

・児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

・情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する子どもを短期間入所させ、または保護者の下から通所させ、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

(相談窓口) 児童相談所 (P. 117参照)

(48) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※所得の状況に応じて道等が定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 居住地の福祉事務所 (P. 148参照)

(49) 性暴力被害者支援センター北海道センター (SACRACH(さくらこ))

(組織の紹介)

性暴力の被害にあった女性に対する電話相談や医療支援等をワンストップで行う北海道と札幌市が共同で運営している公的相談窓口です。

相談業務等

(支援概要)

- ・被害相談 (電話・メール・面談) ※面談は予約制
- ・急性期の対応 (診察・治療などの医療支援、警察への被害者申告支援 (被害者が希望の場合))
- ・付添支援 (病院、弁護士、警察、区役所等への付添支援)
- ・協力医療機関の紹介 (精神科、弁護士など)
- ・医療費等の支援 (医療費の公費負担の制度有り。 (要件有り))

【性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH(さくらこ))】

- ・受付時間：10:00～20:00 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)
- ・TEL：050-3786-0799
- ・メール：sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
- ・URL：<https://sacrach.jp> 

※ 上記時間外は、全国共通短縮ダイヤル#8891 (はやくワンストップ) 「全国コールセンター」につながり、相談を受け付けます。

(参考) その他の性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター

函館・道南 SART (サート)

※函館市設置

- ・TEL：0138-85-8825

(受付時間：10:00～17:00 (土日祝日、12/29～1/3 を除く))

(50) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

急な残業や保護者の病気の際など、既存の保育体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員となって、地域における育児に関する相互援助活動を行う組織であるファミリー・サポート・センターが設置されています。

また、高齢者等の援助を要する家族を抱えながら働く労働者の仕事と介護との両立支援を行うファミリー・サポート・センターも設置されています。

各地域のファミリー・サポート・センターはこちらのホームページをご参照ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/shisetsu.html#a10>



相互援助活動の例

(育児)

- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 保育施設の開始前や終了後の子供を預かる。
- ・ 急な残業の場合に子供を預かる。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。

(介護)

- ・ 高齢者等の食事の準備や後片付けを行う。
- ・ 高齢者等の部屋の掃除や衣類の洗濯を行う。
- ・ 高齢者等の通院や買い物に付き添う。

(51) 教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関等との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などの発生により、児童生徒等の心のケアが必要な場合には、緊急的にスクールカウンセラー（臨床心理士等）を派遣しています。

相談業務

(支援概要)

いじめ・不登校などの学校教育に関する悩みや、子育て、しつけなどの家庭教育に関する悩みについての相談に対応しています。

(相談電話)

- ・ 北海道子ども相談支援センター
 - ・ 電話相談
0120-3882-56（フリーダイヤル 毎日 24 時間対応）
 - ・ メール相談
doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp（返信には数日かかる場合があります）
- ・ 札幌市教育委員会
 - ・ いじめ電話相談（少年相談室）
0120-127-830（フリーダイヤル 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く月曜日～金

- 曜日))
- ・札幌市教育センター教育相談室
011-671-3210 (8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日))
 - ・体罰・性被害相談窓口
011-272-6034 (10:15～16:45 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日))

(52) 学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなどして、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行う場合もあります。

(大学等においては、相談室等にカウンセラーを配置している場合がありますので、学内に設置されている学生相談室等にご相談ください。)

(53) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の事務所があります。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校及び保育所等の管理下における災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター(事務所)に対して行い、給付金はセンター(事務所)から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※ 共済掛金が必要です。

(対象要件等) (窓口)

在籍する学校にお問い合わせください。

(参考)

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

ホームページ : <https://www.jpnsport.go.jp/>



(54) 交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

(窓口) 北海道交通事故相談所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁1階

TEL : 011-204-5220 (直通)

050-3533-4703 (直通)

(受付時間 : 9:00~16:30 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

FAX : 011-232-7452

ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/consult/index.html>



(55) 北海道交通安全活動推進センター

(組織の紹介)

北海道公安委員会指定の法人で、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)